

通所リハビリテーション・介護予防リハビリテーション

運営規程

医療法人 耕仁会

介護老人保健施設 セージュ山の手

札幌市西区山の手4条5丁目

011-614-2111

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人耕仁会が開設する介護老人保健施設セージュ山の手（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-------------------|
| (1) 名称 | 介護老人保健施設セージュ山の手 |
| (2) 所在地 | 札幌市西区山の手4条5丁目3番1号 |

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------------------------------------------------|------|------------|
| (1) 管理者 | 1名 | (常勤・医師が兼務) |
| 従業員管理と共に業務の実施状況把握、その他管理を一元的に行う。 | | |
| (2) 医師 | 1名 | (管理者と兼務) |
| ・疾病、負傷に対する的確な診断と適切な治療と指導を行う。 | | |
| ・在宅での主治医との連絡、調整をはかる。 | | |
| (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1名以上 | |
| 利用者の心身機能の維持回復と日常生活の自立を助けるため理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行う。 | | |

- (4) 看護職員 1名以上
介護職員 6名以上

利用者の施設サービス計画及び、通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

- (5) 支援相談員 1名以上

利用者及び家族に対して処遇上の相談や助言を行い、また地域、関係機関との連携、調整を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日と12月30日から1月3日までを除く。

尚、祝祭日利用を希望される場合は相談に応じる。

- (2) 営業時間 午前9:00から午後16:30

- (3) その他 電話等により24時間連絡可能な体制とする。

(利用定員)

第6条 当事業所の利用定員は55名とする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料金等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1~3割の額とする。

- (1) 作業療法、理学療法
(2) 生活リハビリテーション
(3) 食事の提供
(4) 送迎の実施
(5) 入浴の提供

2 前項のほか、利用料として食費、教養娯楽費などその他の費用等利用料を別に定め、利用料金表により支払いを受ける。

3 前項の費用支払いを受ける場合には、利用者又はそのご家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市西区・中央区の一部(宮の森、円山、北10条から南11条~西18丁目)とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 第4条利用申込者及びその家族は、サービスの利用にあたっては、あらかじめ、事業所の運営規程の概要、利用約款、従業員の勤務体制その他の重要事項について、文章等により説明を受け、サービス利用上のルールを守り、施設の職員又は他の利用者等に対して迷惑かけることのないよう留意しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に備え、消防計画を作成するとともに、非常災害に備えるため定期的に必要な訓練に努めるものとする。また事業所の防火管理責任者による巡回点検を実施する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は管理者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は職員の資質の向上、サービス内容の向上をはかるため、定期的に研修を行い、部外の研修会などにも積極的に参加する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持する。
- 3 職員は業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人耕仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 12 年 6 月 1 日	改定	平成 12 年 12 月 1 日	改定
平成 13 年 4 月 1 日	改定	平成 15 年 4 月 1 日	改定
平成 15 年 5 月 1 日	改定	平成 16 年 4 月 16 日	改定
平成 17 年 1 月 10 日	改定	平成 17 年 10 月 1 日	改定
平成 18 年 4 月 1 日	改定	平成 18 年 5 月 1 日	改定
平成 21 年 4 月 1 日	改定	平成 21 年 5 月 1 日	改定
平成 22 年 4 月 1 日	改定	平成 22 年 6 月 1 日	改定
平成 24 年 4 月 1 日	改定	平成 26 年 4 月 1 日	改定
平成 27 年 4 月 1 日	改定	平成 27 年 8 月 1 日	改定
平成 28 年 5 月 1 日	改定	平成 31 年 4 月 1 日	改定
令和 1 年 12 月 25 日	改定	令和 2 年 9 月 1 日	改定
令和 3 年 4 月 1 日	改定	令和 3 年 12 月 10 日	改定
令和 5 年 4 月 1 日	改定	令和 5 年 12 月 1 日	改定
令和 6 年 4 月 1 日	改定	令和 6 年 6 月 1 日	改定